

令和3年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和3年8月30日（月曜日）

議事日程第1号

令和3年8月30日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第59号から同第70号まで
- 日程第6 議案第71号から同第73号まで
- 日程第7 議案第74号及び同第75号
- 日程第8 議案第76号、同第78号及び同第79号
- 日程第9 議案第77号
- 日程第10 議案第80号
- 日程第11 議案第81号
- 日程第12 議案第82号
- 日程第13 陳情第4号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第59号から同第70号まで
- 日程第6 議案第71号から同第73号まで
- 日程第7 議案第74号及び同第75号
- 日程第8 議案第76号、同第78号及び同第79号
- 日程第9 議案第77号
- 日程第10 議案第80号
- 日程第11 議案第81号
- 日程第12 議案第82号
- 日程第13 陳情第4号

〈応招議員〉 17名

〈出席議員〉 17名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	13番	和泉	克彦君
14番	宮島	宏君	15番	中村	実君
16番	近藤	新二君	17番	古畑	浩一君
18番	田原	実君			

〈欠席議員〉 1名

12番 田中立一君

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	総務部長	五十嵐	久英君
市民部長	渡辺	成剛君	産業部長	斉藤	喜代志君
総務課長	渡辺	忍君	企画定住課長	渡辺	孝志君
財政課長	山口	和美君	能生事務所長	高野	一夫君
青海事務所長	猪股	和之君	市民課長	川合	三喜八君
環境生活課長	猪又	悦朗君	福祉事務所長	嶋田	猛君
健康増進課長	池田	隆君	商工観光課長	大嶋	利幸君
農林水産課長	木島	美和子君	建設課長	斉藤	浩君
都市政策課長	五十嵐	博文君	会計課長	嵐口	守君
ガス水道局長	樋口	昭人君	会計管理者兼務		
教育次長	磯野	茂君	消防長	小林	正広君
教育委員会こども教育課長	富永	浩文君	教育委員会こども課長	磯野	豊君
教育委員会生涯学習課長			教育委員会生涯学習課長		
教育委員会文化振興課長			中央公民館長兼務	穂苅	真君
市民会館長兼務	伊藤	章一郎君	市民図書館長兼務		
			監査委員事務局長	山川	直樹君

〈事務局出席職員〉

局 長 松 木 靖 君 次 長 松 村 伸 一 君
係 長 川 原 卓 巳 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和3年第4回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、田中立一議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8番、渡辺栄一議員、17番、古畑浩一議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、8月23日と本日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

去る8月23日と本日9時30分に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

本日招集されました第4回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり、令和2年度の決算認定が12件、条例の制定及び改正が2件、補正予算3件、契約の締結1件、その他が3件で、合計21件であります。

このうち令和2年度の決算認定議案につきましては、決算審査特別委員会を設置の上、審査いた

だくこととし、その他の各議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査いただくこととしております。

また、先ほど開催の議会運営委員会では、追加議案となりましたお手元配付の人事案件3件につきましては、本日の会議において委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

本定例会の会期につきましては、8月30日から9月22までの24日間とし、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。

この中で一般質問の人数の割り振りの変更ではありますが、当初17人の議員からの申出でしたが、健康上の理由で、お一人の議員から辞退の申出がございました。初日と2日目が5人、3日目4人、4日目に2人の合計16人で行うこととしております。

次に、陳情の取扱いについて、申し上げます。

陳情第4号、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情1件が受理されております。こちらは、総務文教常任委員会へ付託の上、審査願うことといたしました。

委員長報告につきましては、総務文教及び建設産業の常任委員長から、閉会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項とすることとしております。

次に、決算審査の進め方についてであります。決算審査特別委員会を設置し、審査することにつきましては、6月定例会で承認されたところではありますが、委員の構成について、議長と監査委員を除くことと決し、特別委員会の設置と併せた先例申合せ事項の改正について、まとめております。

会場につきましては、3月の予算審査の経験から、自席でハンドマイクを使つての発言が、議員側、行政側共に聞き取りにくかったことや、同じような人数のコンプライアンス調査推進特別委員会を第二委員会室で行っていることから、決算審査特別委員会につきましても、第二委員会室で開催することと決しました。

また、会場を、第二委員会室とすることから、前回の議会運営委員会から継続となっております議場の個々の席にマイクを設置することを含めた音響設備の改修についても、今後、議場での自席発言が現実的ではないことから、現状では、議場において個々のマイク整備は行わないとすることで、意見の一致を見ております。

次に、議会運営についてであります。本会議、委員会における水分補給については、本会議、委員会の会議中において、健康管理上、議員側、行政側、共に各自で用意していただいた水分補給につきましては、これを可とすることで意見の一致を見ております。

このほか、議会選出の監査委員の在り方について、継続して審議することとしております。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段報告することはございません。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの24日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの24日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．行政報告

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和3年第4回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、決算認定をはじめ、条例改正や補正予算、人事など、24件の議案のご審議をお願いいたしたいものでありますが、この機会に5点について、ご報告申し上げます。

最初に、副市長、教育長、教育委員の辞職について、ご報告申し上げます。

藤田副市長より辞職したいとの申出があったことから、承認し、8月13日をもって退職いたしました。

また、井川教育長、鶴本教育委員会委員より、共に8月29日をもって辞職したいとの申出があり、同意いたしました。

なお、新たな副市長、教育長、教育委員については、この後、提案させていただきます。

2点目に、職員の処分について、ご報告申し上げます。

6月8日に官製談合防止法等の違反の罪で起訴されました本市職員については、8月27日に懲役1年6か月、執行猶予3年の判決を受けました。

この判決を受けて、当該職員については、8月27日付で懲戒免職といたしました。

なお、私自身につきましては、職員に対する管理監督責任を重く受け止め、給料の減額に関する

条例を今定例会会期中に追加提案させていただく予定であります。

改めまして、市民の皆様をはじめ、多くの皆様に対し、市政に対する信頼を損なってしまったこととおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。同じ過ちを繰り返さないよう職員一丸となって再発防止を図り、信頼の回復に全力で取り組んでまいります。

3点目に、新型コロナウイルス感染症について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況についてですが、今月に入って21例目、通算で42例の感染が発生しており、市内でも急速に感染が拡大いたしております。また、下早川小学校において児童の感染が確認されたことから、8月27日、金曜日と本日を臨時休校といたしております。さらに、健康づくりセンターにおいても職員の感染が確認され、28日、土曜日から当面の間、臨時休館といたしております。

引き続き、感染の状況を注視するとともに、市民の皆様に対しまして感染予防対策の徹底をお願いしてまいりたいと考えております。

ワクチンの接種状況につきましては、接種券は、8月10日までに12歳の方の分を除いて、全て発送いたしました。現在、ファイザー社ワクチンを中心に接種を進めておりますが、9月中旬以降、モデルナ社ワクチンを使った休日接種を糸魚川総合病院会場において新たに実施いたします。

また、糸魚川総合病院と能生国保診療所で実施しております集団接種につきましては、10月中で終了予定であり、終了後はワクチンの供給量に合わせ、個別接種で継続してまいります。

なお、8月30日現在、65歳以上の高齢者の接種については、2回目接種完了が91.8%であり、12歳以上の対象者全体では、1回目が66.2%、2回目が56.6%であります。少しでも早い接種完了を目標に、引き続き医師会や医療関係者と連携しながら進めてまいります。

4点目に、木浦小学校の統合について、ご報告申し上げます。

木浦小学校につきましては、児童数は10人で、全学年、複式学級となっております。

このたび地域において、統合の意思決定がなされ、7月16日に木浦地区連絡協議会より令和5年4月から能生小学校に統合してほしいとの旨の要望書が提出されました。今後は統合に向け、保護者、地域と具体的な協議を進めてまいります。

最後に、令和3年度普通交付税の算定結果について、ご報告申し上げます。

本年度は、71億4,700万円で、当初予算に対し、3億4,700万円の増という結果となっております。

内訳は、基準財政需要額において地域デジタル社会推進費の費目が創設されたほか、基準財政収入額では、市町村民税所得割や法人税割が減額となりましたが、臨時財政対策債振替額が増額となったため、結果として普通交付税額は前年度と比べ減額となりました。今後も引き続き、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、5点について、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

これで行政報告は終わりました。

日程第4．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、総務文教常任委員会及び建設産業常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の8月19日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告いたします。

調査項目は、高校の魅力化についてです。

担当課より、平成28年に新潟県が県立高校の将来構想を策定して以来、3校存続を目指し、高校の魅力化に取り組んできたが、3割を超える中学生が市外の高校に学びの場を求める中、市内高校の志願倍率が低下し、学級数も減少した。このような状況下の中、高校の魅力化の方向性を検討するため令和2年度に、中学生が望む高校の姿、地域が望む人材像、高校生の進路分析などの調査を行ったと説明がありました。

休憩中に受託業者からオンラインで調査結果の概要説明を受け、その後、担当課から調査に基づいた高校魅力化に向けた市内3高校の現状の評価と今後の方向性、その方向性を実現するための支援方針について高校ごとに説明がありました。

委員より、高校魅力化の背景にあるのは、人口問題である。人口問題の中にあるのは、若者定着である。これを強く意識し、教育の総仕上げとして魅力ある高校づくりに挑んでもらいたいという質疑があり、市が0歳から18歳までの一貫教育に取り組んできているのは、根底には人口減少、若者定着がある。市が取り組める範囲で精いっぱい取り組み、魅力を感じてもらい、子供たちを増やしていきたいという考えであると答弁しました。

委員より、市が進めようとしている魅力づくりは、学校の現場における県や校長先生の方針なのかもしれないが、しっかり話し合った上で生徒本位の成果を上げて、進路の拡大を図り、魅力を発揮してもらいたい。そういった意味では、コーディネーターに期待している。魅力が減退するようなことがないように、ぜひ進めてもらいたいという質疑があり、誰にとつての魅力かといえば、生徒である。コーディネーターの配置により、生徒にとって魅力が増すことで、生徒が変わり、保護者や学校の先生、地域も変わっていくと考えている。魅力化による変化が全て整えば、人口減少対策になると思っているので、しっかり進めていきたいと答弁がありました。

委員より、必ずしも市内完結で考える必要はなく、上越市の中学生が糸魚川高校に来ている例も、互いに交流し合い、自分の住んでいないところに暮らしている人間と出会うことは大事であるので、子供たちに積極的に推奨すべきである。糸魚川市以外から糸魚川高校や糸魚川白嶺高校に来てもらう活動はしているのかという質疑があり、市外で学ぶ生徒と同じくらい、市内に、市外から学びに来てもらっていた時代もあったが、市外で学ぶ生徒のほうが多いということが問題である。レベルを上げ、魅力をつくり、糸魚川で学びたいという形をつくっていきたいと答弁がありました。

委員より、部活動に気持ちを燃やして入ったが、勉強についていけず市外の高校へ転校していくようなケースが多いことも事実であるので、その受皿や補助ということも併せて考えていかなければならないのではないかという質疑があり、魅力だけではなく、勉強についていけないなど影の部分もあると思っている。コーディネーターを配置することによって課題も見えてくると思うので、できることから取り組んでいきたいと答弁がありました。

委員より、高校がなくなると過疎化が進んで駄目になる。今は土俵際で、もう一步も引けない状況である。10年、20年先を考えていくのであれば、今いい高校にしないといけないのではないかという意見があり、子供の減少は、地域活力の低下だと思っている。よい環境で育て、学ばせてやりたいというのが、親の本音であると思っている。待ったなしで進む人口減少の中で、課題も多中で、高校の魅力化をスタートしていかなければならないため、議会にも協力をお願いしたいと答弁がありました。

このほかにも質疑・意見等がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、所管事項報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、閉会中の8月11日に所管事項調査を行っておりますので、その主な

内容についてご報告させていただきます。

調査項目は、林業の振興について、水道料金改定についての2項目であります。

まず、林業の振興については、1、森林管理の現状と課題について、2、木材加工の現状と課題とウッドショック対策について、3、新型コロナウイルスの影響と公的支援策について、担当課より説明を受け、委員からは、7月20日に開催された委員会協議会での糸魚川木材連合会との意見交換を踏まえた質疑が出されています。

まず、担当課の説明のポイントのみ申し上げますと、1、森林管理の現状としては、木材価格の低迷、所有者不明森林の増加、当市の地形における作業効率の悪さ、小規模面積の山林が多い、森林の循環サイクルの停滞、建築材としての需要が挙げられ、課題としては、森林施業の効率化と低コスト化、担い手の確保と雇用の安定、木材供給の安定化と収益の確保が課題とされています。

2、木材加工の現状としては、低コスト住宅に対するニーズ、安価な建材による大手ハウスメーカーのシェア拡大、価格競争による地元の製材業者の減少が挙げられ、課題としては、地場産材利用拡大のための川上・川中・川下の情報共有と連携の強化、地場産材の付加価値の創造、地域内の経済循環の仕組みづくりが課題とされています。

3、新型コロナウイルスの影響と公的支援策については、昨年度の木材出荷量を例年と比較したところ、新型コロナウイルスの影響というのはあまり見られず、公的支援策は、持続化給付金や緊急事業継続給付金など市ホームページ等により周知をしていると説明されました。

常任委員会の各委員からは、伐採作業のための道路整備について、ウッドショックによる市内建築業者への影響について、所有者不明の森林の増加への対応について、市内木材加工業者の特殊技術の宣伝について、糸魚川市ふるさと木の家づくり事業について、それぞれ質疑がありましたが、質疑の詳細は割愛します。

質疑の最後に、委員より、森林管理の様々な課題、ウッドショックによる木材価格と流通、糸魚川産材木材加工製品の情報発信とアピールについて、当委員会の課題となる旨の発言があり、林業の振興についてを今後も必要に応じて委員会で調査することについてお諮りし、確認しております。

次に、水道料金改定については、1、前回6月25日で説明された事項についての確認、2、新料金表（案）について、3、新料金表（案）の検証について、4、段階的改定による料金について、5、今後のスケジュールについて、担当課より資料に基づいた詳細な説明を受け、委員から質疑されています。

まず、担当課の説明のポイントのみ申し上げますと、前回の委員会では、水道料金改定の基本的な考え方や方針を中心に説明し、このたび、水道料金あり方検討委員会の最終的な提言がまとまり、意見書が市長に提出されたので、今回は、その意見書に基づいて作成した具体的な改定案を説明する。前回示した改定の方針は、黒字経営の維持、料金体系の統一を最優先とし、今回改定では、料金表の統一は行わず、令和9年度以降の改定で行う。基本料金は口径別、従量料金は2段階の通増型、基本水量はなしという体系を目標とする。今回の料金改定は、5年間毎年度、段階的な改定を予定し、本日は最終形である令和8年度の料金表をお示しするということですが、説明の詳細は、割愛いたします。

委員からの質疑の主なものとして、新料金表案の検証について、13ミリ、20ミリの口径の料金の違いなどについての質疑に対して、糸魚川区域においては、家庭用は13ミリと、20ミリが

使い勝手がいいことから、おおよそ53%と43%で使っていただいているが、能生区域においては13ミリのほうが多い。青海区域は、糸魚川区域と同様、近年では20ミリのほうが増えている。今まで一般家庭においては、13ミリが標準だったものが、1軒の中のトイレや台所など水回りが増え、同時使用したときに水が全部出るよう計算するため、20ミリが増えてきたと答弁がありました。

水道料金のあり方検討委員会が出た市民からの意見は、との質疑に対し、大きく分けて2つあり、1つは地域間の料金の格差の問題で、一律アップということで提案し、委員からも、なるべく早い段階で調整を行うよう意見をいただいた。

もう一つは、値上げであるのに値下げが発生することについて意見をいただき、その点を説明し、理解いただいたと答弁がありました。

また、今後のスケジュールにおける住民説明会が重要と考えるが、糸魚川、能生、青海といった地域別で何か所行うのかとの質疑に対し、各地域回らせていただく。その方法については、それぞれ地域の実情に合わせて対応する。今後、具体的な日程、場所など、地域の代表に相談させていただき準備をしていると答弁がありました。

そのほかにも質疑・意見等が出されましたが、報告は割愛させていただきます。

なお、当委員会では、今後の所管事項調査について、各委員が関心のある所管事項の項目と課題についてアンケートを実施しました。8月11日の委員会で委員全員より希望が出され、今後、正副委員長にて調整し、担当課と協議しながら進めていくことが確認されておりますので、この機会にご報告させていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

1点お伺いいたします。

先ほど所有者不明の森林の増加ということをおっしゃいましたが、これはどういうふうな内容なのか、お聞かせ願えますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

補足して、例えば所有者不明の森林の増加というのは、ほかにもあると思うんですけども、相続手続が行われていなくても、所有者ははっきりしてると思うんですけども。そういうふうなことが、手続が行われていない案件が増えてきているということなのか、それとも、そのほか何か理由があるのか、所有者不明の森林という、その意味がちょっと分かりにくかったもので、その辺のところ

を聞かせてもらいたいなと思ひまして。

〔「議長、少し時間ください」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時31分 休憩〉

〈午前10時34分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

お答えいたします。

今お尋ねの件に関しましては、委員のほうから、所有者不明の森林の増加について質疑が出されております。そのまま放置をしているのかという質疑がございまして、それに対して森林所有者につきましましては、相続であったり売買があった場合は届け出てくださいということで、それは平成24年から制度がスタートしておりまして、現在も市のほうに届けをいただいております。

ただ、相続が確実に行われているかどうかというのは、なかなか登記情報は逐次確認はしていないが、やはり依然として未登記というのは存在していると思うし、その辺は林業担当だけでなく、土地を管理する全体の課題かと捉えているという答弁がございました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第5．議案第59号から同第70号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第59号から同第70号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第59号は、令和2年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和2年度は、重点課題である人口減少対策、人口減少社会に対応したまちづくりの取組を市民や多様な人材と連携・協力しながらスピード感を持って進めるため、子供と若者、シニア、女性をキーワードに人口減少社会に対応したまちづくり、未来を担う人づくり、安全・安心な暮らしと女性が輝くまちづくり、駅北大火から未来に向けたまちづくりの4点を重点施策に掲げ、次期一般廃棄物最終処分場整備事業、復興まちづくり道路改良事業、えちごトキめき鉄道新駅設置事業などの事業を計上し、30年先も持続可能なまちづくりに向けて、当初予算を266億4,000万円といたしました。当初の予算後、新型コロナウイルス感染症対応のための特別定額給付金や大雪対応、来海沢地区地すべり災害の対応など、14回にわたる補正予算を編成したところであります。

決算につきましては、歳入総額358億9,434万4,000円、歳出総額340億9,827万9,000円で、歳入歳出差引額は、17億9,606万5,000円となっており、繰越明許費に係る財源を差し引きますと、実質収支額は13億5,605万7,000円の黒字となっております。

なお、令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率の算定結果につきましては、報告第21号のとおりであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であり、実質公債費比率は11.6%、将来負担比率は83.6%で、いずれも早期健全化基準を下回っております。

議案第60号は、令和2年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号は、令和2年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号は、令和2年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号は、令和2年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。議案第64号は、令和2年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号は、令和2年度糸魚川市学校給食特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号は、令和2年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてであります。議案第67号は、令和2年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分について、議案第68号は、令和2年度糸魚

川市水道事業会計決算認定及び利益の処分について、議案第69号は、令和2年度糸魚川市簡易水道事業会計決算認定について、議案第70号は、令和2年度糸魚川市下水道事業会計決算認定及び利益の処分についてであります。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑については、決算の大綱にとどめますようご協力願います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員16人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員16人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、利根川 正義議員、阿部裕和議員、横山人美議員、新保峰孝議員、伊藤 麗議員、田原洋子議員、渡辺栄一議員、加藤康太郎議員、東野恭行議員、保坂 悟議員、田中立一議員、和泉克彦議員、宮島 宏議員、近藤新二議員、古畑浩一議員、田原 実議員、以上16人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました16人の議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

〈午前10時44分 休憩〉

〈午前10時54分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、決算審査特別委員会が開かれ、正副委員長を互選し、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に、保坂 悟議員、副委員長に、利根川 正議員、以上であります。

日程第6．議案第71号から同第73号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第71号から同第73号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第71号は、糸魚川市基金条例の一部改正についてでありまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、関係する基金の名称及び当該基金の目的とする事業を変更いたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第72号は、損害賠償の額の決定及び和解についてでありまして、職員の起こした自動車事故のうち、人身事故に係るものについて、その損害賠償の額を決定し、相手方と和解するため議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第73号は、糸魚川市過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特措置法の施行に伴い、令和3年度から令和7年度までの計画を策定するため、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第7．議案第74号及び同第75号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第74号及び同第75号を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第74号は、糸魚川市企業立地促進のための固定資産税の課税免除等に関する条例の制定についてでありまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税の課税免除等について定めたいため、新たに条例を制定いたしたいものでございます。

議案第75号は、市営土地改良事業計画の概要についてであります。土地改良法の規定により、土地改良事業の開始手続に必要な事業計画の概要を定めるため、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

工事概要は区画整理4ヘクタール、事業費は2億円であります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第76号、同第78号及び同第79号

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第76号、同第78号及び同第79号を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第76号は、契約の締結についてでありまして、旧ごみ処理施設解体工事の請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は4億6,640万円で、契約の相手方は植木・田辺特定共同企業体であります。

議案第78号は、令和3年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ197万1,000円を追加いたしたいものであります。

議案第79号は、令和3年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ997万3,000円を追加いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、ちょっとお待ちください。失礼いたしました。

ただいまご説明のありました議案第76号、契約の締結について（旧ごみ処理施設解体工事）、この件について、6月にも出てきて、これ総額は幾らですか。今回の入札率というのは、どのぐらいの入札率になるのでしょうか。まずは、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

今回の契約につきまして、総額につきましては、税抜き価格になりますが4億2,400万円、落札率については、53.5%となっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

100%の入札も問題なんですけど、55%の入札率も問題じゃないですか。元が7億3,400万円、お聞きしますけど50%台の入札は、基本、ダンピング行為とみなされて、これは独占禁止法ですとか公正取引委員会だとか、なんかその辺の法律に抵触するんじゃないですかね。ちょっときっちり調べてお答えいただきたいと思うんですけど。安いに越したことはないですよ、私も。ただ、これ最低入札価格みたいなのは決まってないんですよ、たしか。だから安ければ安くても問題がないのか。

ただ、物の本によると50%台の入札率は、ダンピングとみなされますよ。ダンピングをやれば法律違反です。それを財政課、知ってて通したんでしょうね。お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

今回の入札につきましては、最低制限価格を求める形ではなく、低入札制度、低入札価格調査制度という形で実施しております。一定の額で、低入札価格、調査の価格というものを、調査基準といたしますか価格を決めまして、それを下回った場合には、調査を行い、実施についての可否について調査を行って、今回、問題ないということで決定しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

そうなるのだ。今度は、当初予算の積算根拠が問題になる。何で7億3,400万、要するに倍近い金額を積算してきたのだ。

これ入札行われたんですね。ちなみに、ほかの入札価格とかというのは、お示しできますか。要するに、今回入札された植木組さんのこの入札だけが特段安かったのか、ほかの入札もやはり同じように低入札といいますか同じような金額できたのか。

3回目ということなんで、しっかりとしてお答えいただきたい。どうしても疑惑が晴れんということになりゃ、コンプライアンス調査推進特別委員会でもう一回聞くかもしれませんけどね、そこら辺はしっかり。疑うつもりはないんですが、最近ちょっとその辺がはっきりしてない部分がある。だから、今回これは飛びぬけて安い入札価格なのか。

いいかね、これは2つあるんだよ。1つは、それぞれの入札価格も同じような50%台の入札であったということになれば、市がもともと立てた7億円台の入札価格、これが積算根拠が異常に高過ぎたということになる。

ただ、比較するデータとすれば、上越の解体工事等も同じような7億、8億の費用であったと考えれば、糸魚川市の積算根拠だけが極めて高いとは言い切れない。じゃあなぜこれは安いかなんですよ。これはちょっと覚悟して答弁してください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

まず、応札のほうのお答えをさせていただきます。

応札については、5者の方から応札をいただいております。皆様の落札率なんですけど、62%から71%の間で皆さん応札をいただいております。

予定価格につきましては、この後、環境生活課長のほうからお答えさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

今回の予定価格の積算につきましては、私ども環境生活課、市のほうでは環境省の定める廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引きの積算書に基づいて行っております。この内容としまして

は、事業者からの見積りのほか、他市町村の類似工事のデータを用いて予定価格を算定したということでございます。その中での今回の積算ということでございます。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9．議案第77号

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第77号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第77号は、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億7,382万3,000円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、2款総務費では、個人番号カード普及促進事業の追加、4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の追加、7款商工費では、プレミアム商品券発行事業の追加、11款災害復旧費では、堆積土砂排除事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれの特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、債務負担行為の補正及び地方債の補正は、第2表及び第3表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によってご了承願います。

日程第10. 議案第80号

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第80号、副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第80号は、副市長の選任でありまして、副市長、藤田年明氏が、令和3年8月13日をもって辞職したことに伴い、後任として井川賢一氏を選任いたしたく、議会のご同意をいただきたいものでございます。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただいまのご説明に対しまして、質問させていただきます。

人事案そのものに反対するものではありませんが、ただいまの提案理由の説明における藤田前副市長の退任の理由というのが明確になっておりません。なぜ副市長は、退任されたんですか、いわゆる辞任されたのか。

そして、それはどういう形での退職になったのか。退職にもいろいろございますよね。そこら辺は、しっかり明確にしていきたいと思えます。ましてや、これだけ糸魚川市民、また全国的に

も大変な問題になった事件、ただ辞めましたんで後任を決めますでは、私は弱いと。明確に答弁いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐総務部長。〔総務部長 五十嵐久英君登壇〕

○総務部長（五十嵐久英君）

前藤田副市長の、まず辞めた理由でございます。辞めた理由でございますけども、今回の市長選挙での本人の不適切な言動により、市長をはじめ多くの職員に迷惑をかけた。それと市民や議会の信頼を損ね、市政に混乱をもたらすことに強く責任を感じたということで、その市政の混乱をもたらしたという部分について責任を取り、副市長を辞任したいというものでございます。

どのような形ということでございますけども、任期を待たずに辞職ということで、本人から辞職の願いが出て、それを市長のほうで承認したという内容でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

歯切れが悪いというか、聞いても分からん。不適切な発言によりっちゃあ何だね。そういう問題、まずはそこは明確に言えないんですか。どうしてそういう中途半端な答弁しますかね。駄目だって、そういうやり方。

いいですか。彼が、副市長が辞任されてから、今日が最初の議会なんですよ。なぜ辞めなくてはいけなかったか。なぜ選挙管理委員会から告発されたのか。それはしっかりとこの場で、何といたしましょうか、提案理由の説明のときに説明すべきことじゃないですか。本来なら冒頭のところでしっかりとそこを、こういう理由で副市長は現在おりませんというのを説明してかからんならはずだ。もう一回答弁やり直してください。ちゃんと言いなさいよ、しっかりとね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐総務部長。〔総務部長 五十嵐久英君登壇〕

○総務部長（五十嵐久英君）

先ほど申し上げたように、副市長が、本人が申し上げた辞職の理由が、先ほどのとおりということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

いわゆる公職選挙法における地位利用の選挙活動は行ったと認められたため。頼むね発言ですよ。それを基本的には、議会、また、コンプライアンス調査推進特別委員会の中で明確になった。それを受けて、糸魚川選挙管理委員会は、これはやはり犯罪性があるということも含めて、警察に告発した。告発したことを受けて、藤田前副市長は、辞任というものを、手段といいましょうか、

態度を表明したと、こういうことじゃあないんですか。それぐらいやっぱり、しっかり説明すべきじゃないですか。辞任したいと言うんで辞任させましたでは、先ほど言われてた市民の信用を戻すことも、行政としての任命責任を果たすこともできんのじゃあないですか。どうしてそういうところに、何といたしましょうか、ちゃんとした明確なことができないんですか。もう一回答弁やり直してもらおうからね。

次に、辞め方ですよ。自主退職って格好ですか、退職金ももらって。そういう扱いになると。告発されてる犯罪行為が明確になった場合はどうなるんですか。市民感情で許されるべきことじゃあないでしょうがね。ルールですとか決まりですとかも含めて、ちょっと納得のいく説明をしていただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐総務部長。〔総務部長 五十嵐久英君登壇〕

○総務部長（五十嵐久英君）

藤田副市長については、先ほど申し上げたとおり、ご本人のほうから辞職願が出され、それについて市長のほうで認めたということで退職となったというものでございます。

1点、前副市長の退職金の関係でございます。退職金の関係については、現在、選挙管理委員会のほうから警察に、前副市長の関係で告発がなされたということで、糸魚川市特別職の職員の退職手当に関する条例に基づき、一時差止めをしているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

この件は、基本的には新しい副市長さんを選任するという議題ですから、ここでやめますけれど。ただそれは、ちゃんとした答弁ができていないということをもう一回指摘しておきますよ。明確な答弁あってこそが、市民に対する説明責任ということになりませんか。そこら辺はちゃんと答弁といたしましょうか、説明すべきですよ。そこは端折っちゃならないと思います。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

今ほどの古畑議員と同じ観点から伺いたいんですが、退職金は、前藤田副市長の退職金は一時差止めされているということでございましたが、退職したことによって、これがもし起訴されないということになった場合、退職金は支給されるということになりますね。そうすると藤田副市長が行ったような形で選挙運動を行っても、これはいいんだということになりませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺 忍君登壇〕

○総務課長（渡辺 忍君）

お答え申し上げます。

今おっしゃったとおり、藤田前副市長につきましては、刑事事件の疑いがあるということで、いわゆる退職金の一時差止めを今行っておりますが、これが今後の捜査によって、例えば不起訴であったり罪に問われないというような状況になれば、退職金のほうは支給するような形になります。

ただ、それは罪として退職金の支給というのは、イコールではないと思っておりますので、やはりやっていいことと悪いことというのは、いわゆる罪に問われるか問われないかという部分ではあるかと思えますし、選挙管理委員会としては、公職選挙法に触れるということで告発させていただいたのは事実でございますので、これは糸魚川市の選挙管理委員会としては、やってはいけないことなんだということで告発したというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

選挙管理委員会から告発されたという、そういう事実は明白にあるわけですので、同じようなことを繰り返されては困るわけですよ。法的には、最近の判例では地位利用は駄目ですよという、これはもう確定しているわけですよ。それに匹敵するようなことが行われたというのは、はっきりしているわけですよ。退職金とそれは別ですよということですけども、この辺のところは、やっぱりきちんとする必要があるんでないかと。告発されて、起訴されない。もし起訴されれば、それはそれではっきりするわけですけども、起訴されないというのは、退職したから起訴しないと。本人が責任を認めてるから退職したんだという、そういう理由で、もし起訴されない場合は、退職金は一時差止めされているものが支払われるということになると、そういうことを、同じことをやっても退職金は払われるんだということになりませんか。

糸魚川市としては、今後どういうふうな姿勢で臨んでいくのかというのが、今決まるわけではないですか。今後の先例になるわけですよ。その辺も考えて、対応されようとしているのかどうか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺 忍君登壇〕

○総務課長（渡辺 忍君）

お答え申し上げます。

いわゆる退職金につきましては、先ほど申し上げました条例上、罪に問われない場合は支給することにはなっておりますので、いわゆる不起訴であったり罪に問われない場合は、支給しなければならないという決まりにはなっております。

ただ、後はその後の話になりますが、ご本人の道義的責任であるとか、その部分については、当然市としても責任を問うようなことといいますか、いわゆる返金を求めるなり返していただくとい

うようなお話をさせていただくべきだというふうに考えるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

市民の目から見て、納得できるような形で、ぜひ対応していただきたいと思います。これおかし
いんでないかと言われたいような、そういう対応をぜひ求めたいと思います。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第80号、副市長の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

〈午前11時27分 休憩〉

〈午前11時27分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

副市長の選任について、ただいま同意されました井川賢一さんが議場におられます。申合せによ
り、副市長に就任した際、挨拶を行うことになっておりますので、この際、発言を許します。

井川賢一さん。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川さん。〔井川賢一君登壇〕

○（井川賢一君）

井川賢一でございます。ただいまは、私の副市長選任の議案にご同意いただきまして、ありがた
うございます。

今、市が置かれている状況、また、副市長が不在という中で大変悩みましたけども、特別職の一
人として、その職をお受けすることを重く決断した次第でございます。

教育長の職を辞して、この場に立たせていただいているわけでございます。教育関係の皆様には、申し訳ない気持ちもございますけども、しっかり引継ぎをして、また、新たな立場になっても全く関わりがなくなるというわけではございませんので、そのあたりでご理解を賜りたいというふうに思っています。

副市長という立場では、米田市長の下、市の重要施策の推進、また、人口減少などの諸課題の解決に向けて尽力する所存でございますが、当面は、現在置かれている状況、市民の皆様の信頼回復の取組を進めていきたいというふうに考えています。

職員につきましては、現在置かれている状況をよく踏まえて、一人一人が地方公務員法や服務規律をしっかり遵守すること、また、職場としては不祥事を起こさせない環境を築くこと、この2つがその中核をなします。それに加えまして、一方的に絞めつけるだけではなくて、やはり働きやすい環境もつくっていかなくてはならない。

そのためには、私、これまで取り組んでまいりました職員の話をよく聞く、それから声かけをする。そういったことで職場の環境の改善に努めていきたいと思ひますし、そのことが職員のやる気を出して、ひいては市民福祉の向上につながるのではないかというふうな考えで進めてまいりたいというふうに思っています。

議員の皆様方におかれましては、これまで同様、私に対してご指導・ご支援を賜りたくお願い申し上げますとともに、職員とともに市政の発展に寄与してまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前 11 時 31 分 休憩〉

〈午前 11 時 31 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 11. 議案第 81 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 11、議案第 81 号、教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第81号は、教育長の任命についてでありまして、教育長、井川賢一氏が令和3年8月29日をもって辞職したことに伴い、後任として、齋本修一氏を任命いたしたく、議会のご同意をいただきたいものでございます。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のありました本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第81号、教育長の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

〈午前11時33分 休憩〉

〈午前11時33分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

教育長の任命について、ただいま同意されました齋本修一さんが議場におられます。申合せにより、教育長に就任した際、挨拶を行うことにしておりますので、この際、発言を許します。

齋本修一さん。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

靄本修一さん。〔靄本修一君登壇〕

○（靄本修一君）

靄本修一と申します。今ほどは、私の教育長への就任、ご賛同・ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

教育行政の重責を担う立場に立ちますけれども、今までの経験をフルに生かし、子供たちの未来に向かって取り組む事業について、充実・発展するように誠心誠意、努力を重ねていきたいという決意でいっぱいでございます。身の引き締まる思いがしますけれども、今まで築き上げて、ずっと夢を持ちながら続けてきました糸魚川の教育をぜひ皆様方の力を合わせながら、日本一のひとみ輝く子供たちの実現のために、ぜひ多くの皆様方のご賛同を賜りたいという気持ちでいっぱいでございます。微力ではございますけれども、一步一步の取組を丁寧に進めながら教育のまち糸魚川というふうな、自信を持って語れるような、そういった環境づくりに邁進してまいりたいという決意でいっぱいでございます。未熟ですけれども、皆様方のご指導・ご鞭撻、どうぞよろしくお願いいたします。

挨拶に代えます。ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前 11 時 36 分 休憩〉

〈午前 11 時 36 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 12. 議案第 82 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 12、議案第 82 号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 82 号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、教育委員会委員の靄本修一氏が令和 3 年 8 月 29 日をもって辞職したことに伴い、新たに、山本 修氏を任命いたしたく、議会のご同意をいただきたいものでございます。

以上であります、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よつて、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第82号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よつて、本案については、これに同意することに決しました。

日程第13．陳情第4号

○議長（松尾徹郎君）

日程第13、陳情第4号を議題といたします。

本定例会において、取り扱うことになる陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情第4号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

〈午前11時39分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員